

新潟県山村振興基本方針の改定について

知事政策局地域政策課

方針の性格

- 「山村振興法」（R7.4.1～R17.3.31）に基づき、振興山村の振興に関する基本的な事項等について、都道府県が定めるもの。
- 方針に基づき、山村地域を有する市町村は、振興山村に係る山村振興に関する計画を作成することができる。

改定理由

- 山村振興法改正に伴う改正内容の方針への反映。
- 令和7年3月策定の新潟県総合計画の内容の反映。

方針概要

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| I 地域の概況（自然条件、人口の動向等） | ⑤ 防災に係る施策 |
| II 現状と課題（山村振興法の変遷等） | ⑥ 医療の確保に係る施策 |
| III 振興の基本方針及び振興施策 | ⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保を含む。） |
| 1 振興の基本方針 | ⑧ 文教施策 |
| 2 山村振興に必要な施策 | ⑨ 社会、生活環境施策（集落整備を含む。） |
| ① 交通施策 | ⑩ 地域づくり施策 |
| ② 情報通信施策 | ⑪ 移住・交流施策 |
| ③ 産業基盤施策 | ⑫ 担い手施策（労働条件の改善を含む。） |
| ④ 産業振興施策 | ⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策 |
| IV 他の地域振興等に関する計画・施策等との関連 | |

スケジュール

- | | |
|-----|--|
| 2月～ | ・パブリック・コメント |
| 3月 | ・新潟県山村振興基本方針を改定・公表、主務大臣へ提出（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣） |